

「マイナンバーカード」取得キャンペーンのお知らせ!!

～日曜日に開庁します!～

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

マイナンバーカードの申請・受け取りのために、下記の日程で休日に役場窓口を開庁します。ぜひご利用ください。

開庁日	予約締切日	予約時間
4月24日(日)	4月22日(金)	【午前の部】 午前9時～11時30分
5月29日(日)	5月27日(金)	【午後の部】 午後1時～3時
6月26日(日)	6月24日(金)	



※休日の手続きには必ず**予約**が必要です。予約締切日の午後5時までお電話でご予約ください。
【予約：☎ 85-6129 (町民課戸籍年金係)】

【第2弾】マイナポイント(5,000円分)をもらおう!

- ・令和3年5月～令和4年9月末までの間に新規でマイナンバーカードを申請した方、令和3年4月30日以前にマイナンバーカードを申請した方でマイナポイント未申込の方も対象となります。
 - ・令和5年2月末までのチャージまたはお買い物がポイントの対象となります。
- ※マイナンバーカードを健康保険証として利用登録を行った方、公金受取口座の登録を行った方にそれぞれ7,500円分のポイントが付与されますが、申込、付与時期については詳細が決まり次第、追って町報などでお知らせいたします。

マイナンバーカード申請のご案内

お子さんが春休みで学校がお休みの間に、お子さんのマイナンバーカードをつくりませんか。マイナンバーカードは顔写真付きの公的な身分証です。お子さんの身分証として利用できます。申請は簡単です!役場でも申請ができ、手数料はかかりません。顔写真も無料で撮影します。申請手続きは約10分です。役場で申請の場合は、予約の電話をお願いします。

土・日限定!スピカ店内の申請受付日時

- 日付：3月19日(土)、20日(日)、26日(土)、27日(日)
- 時間：午後2:00～午後5:00
- 次のものをご持参いただくと申請できます。

①本人確認書類(運転免許証など
顔写真付きの身分証明書+健康保険証)

※顔写真付きのものがない方は、健康保険証
・医療受給者証・年金手帳など2点
(お子さんの場合は健康保険証+医療受給者証など)

②通知カード(右記参照)

役場窓口の申請時間

- 平日：午前9時～午後5時
 - 毎週月曜日：午前9時～午後6時30分
 - 毎月第4日曜日：午前9時～午後3時
- ※例外あり。日程については町報などでその都度、ご確認ください。



【通知カード(緑色)】

【スピカで申請する方はこちらの申請書もお持ちください。見当たらないときは、お電話ください】

新生活のスタート！ 保険証の切り替えもお忘れなく！

春は、入学や就職・退職、転入や転出など異動の多い季節です。住所の変更があったときや職場の健康保険に加入したとき、または脱退したときなど、必ず、町民課国保医療係へ届出をお願いします。

就職して職場の健康保険に加入する方

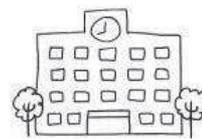
職場の保険証と国民健康保険証、マイナンバーがわかるものを持って、手続きをしてください。



進学のため町外に転出される方

高校・大学・専門学校等に就学するため町外に住所を移した場合、手続きをしていただくことにより、引き続き白鷹町の国民健康保険に加入いただくことができます。

学生証など就学を証明する書類を持って、手続きをしてください。



退職して国民健康保険に加入する方

職場の健康保険の資格喪失日を確認できるもの（職場が発行する喪失連絡票など）、マイナンバーがわかるものを持って、手続きをしてください。

※退職後、国民健康保険に加入いただく以外にも、**一定の条件を満たすこと**で、職場の健康保険に最長で2年間、引き続き加入することができます。また、社会保険に加入されているご家族の扶養となること



もできます。詳しくは、お勤めの職場、またはご家族の職場、各保険者へお問い合わせください。

届出には**マイナンバー**が
必要です

国民健康保険の各届出には、マイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーのわかるものをお持ちください。



保険証はひとり一枚大切に



保険証が変わったら、
新しい保険証を必ず医療機関に提示しましょう
古い保険証は返却しましょう



職場の健康保険に加入すると、国民健康保険の資格は喪失し、国民健康保険証は無効になります。

しかし、届出をしないまましていると、健康保険に二重に加入している状態となり、国税は課税されたままになってしまいます。

また、無効になった保険証を医療機関で誤って使用してしまうと、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。